神戸市港湾局における
放置艇の行政代執行について





神戸市港湾局
神戸港管理事務所
係長　　中本　光一

放置艇対策の背景　平成22年（2010年）～

・近年の海洋性レクリエーションの普及に伴い、神戸港の公共水面に許可を受けずに係留されているプレジャーボート等の小型船舶が増加。
・業務船舶もかなりの数が無断係留されており、経済状況の悪化等により、使用されなくなった小型船舶の放置が目立つ。
・この中には、廃船状態の船や所有者不明の船などの管理不十分な船舶がかなりの割合で含まれており、高潮や津波発生時には、船舶漂流による二次被害の危険性があり、「防災」面の問題がある。
また、沈廃船化した場合には、燃料油等が流出し、水域を汚染するなどの「環境」面や「景観」の問題もあり、市民を“みなと”から遠ざける要因なっている。

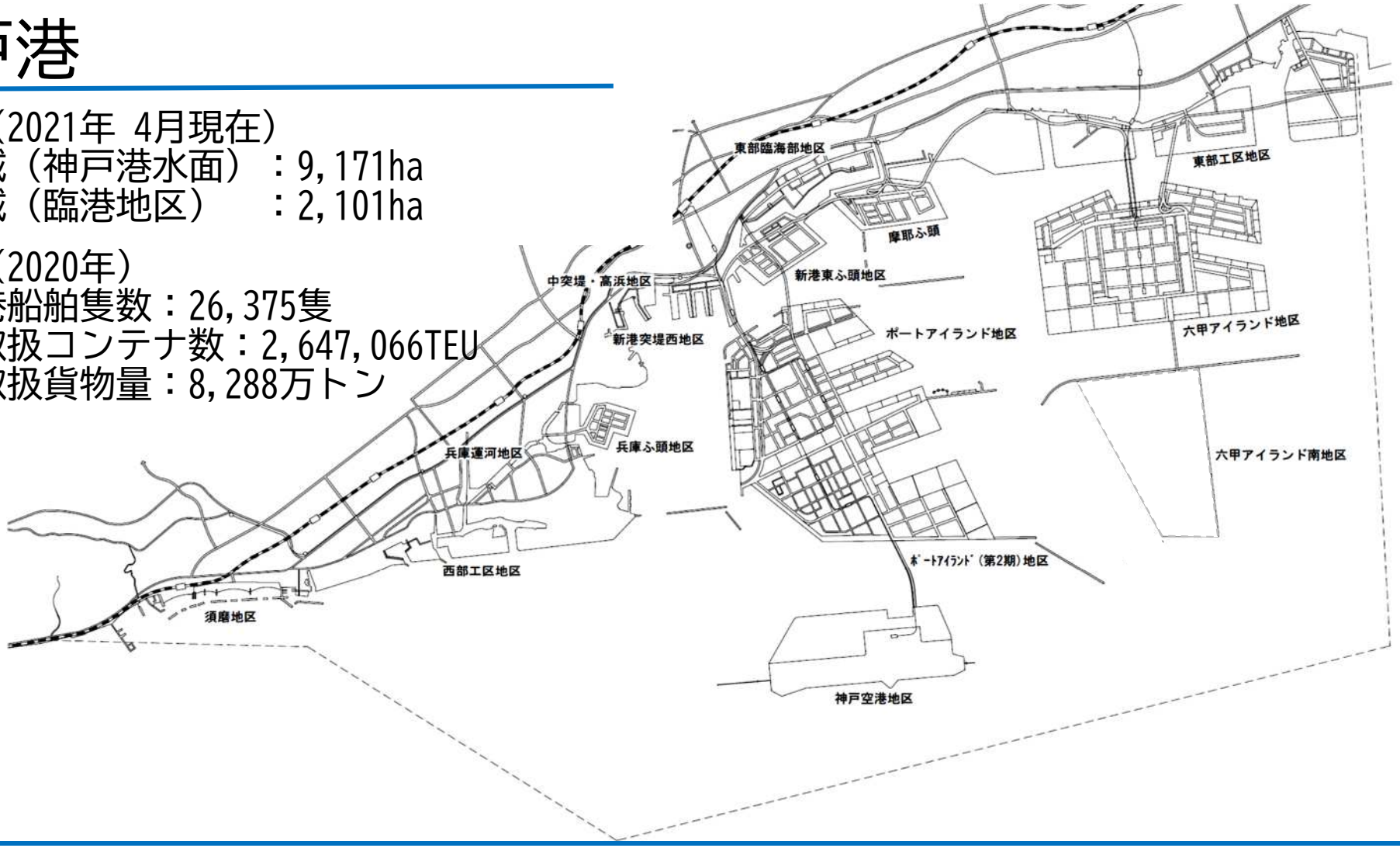
安全で安心な美しいみなとづくりを目指して
放置艇対策を推進

○平成22年度より、放置艇対策事業として検討を開始。
○津波や高潮により、プレジャーボートや業務船等が陸に流され、家屋を損壊するなど、東日本大震災を契機とした自然災害による二次被害の教訓を踏まえ、放置艇対策が重要課題であることを再認識。
○「港湾法に基づく放置等禁止区域」の指定や条例改正の検討、新たな係留施設や水面利用ルールの検討を行い、平成25年度からの本格実施を目標に取り組む。

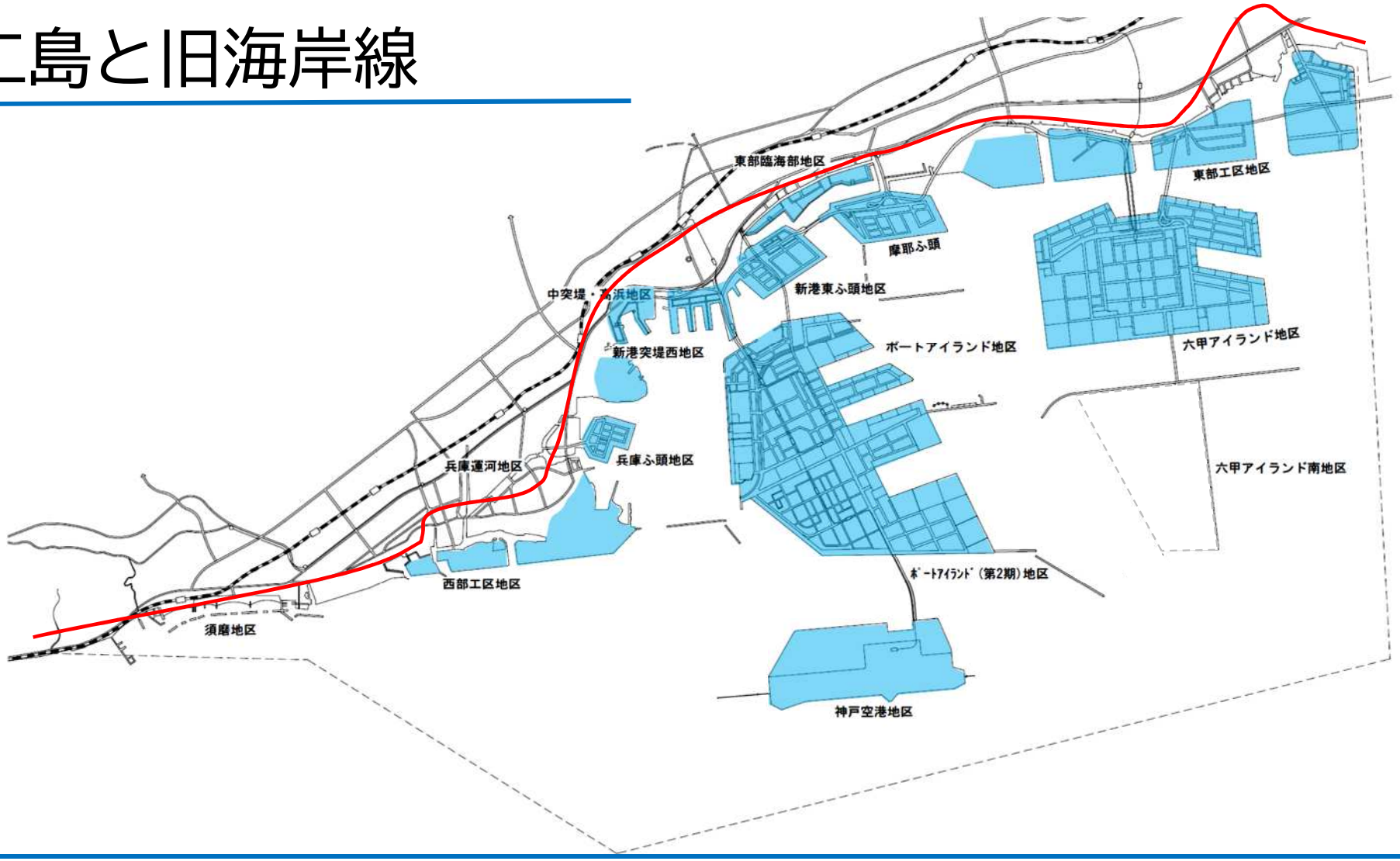
神戸港

〇面積（2021年 4月現在）
- 水域（神戸港水面）：9,171ha
- 陸域（臨港地区）　：2,101ha

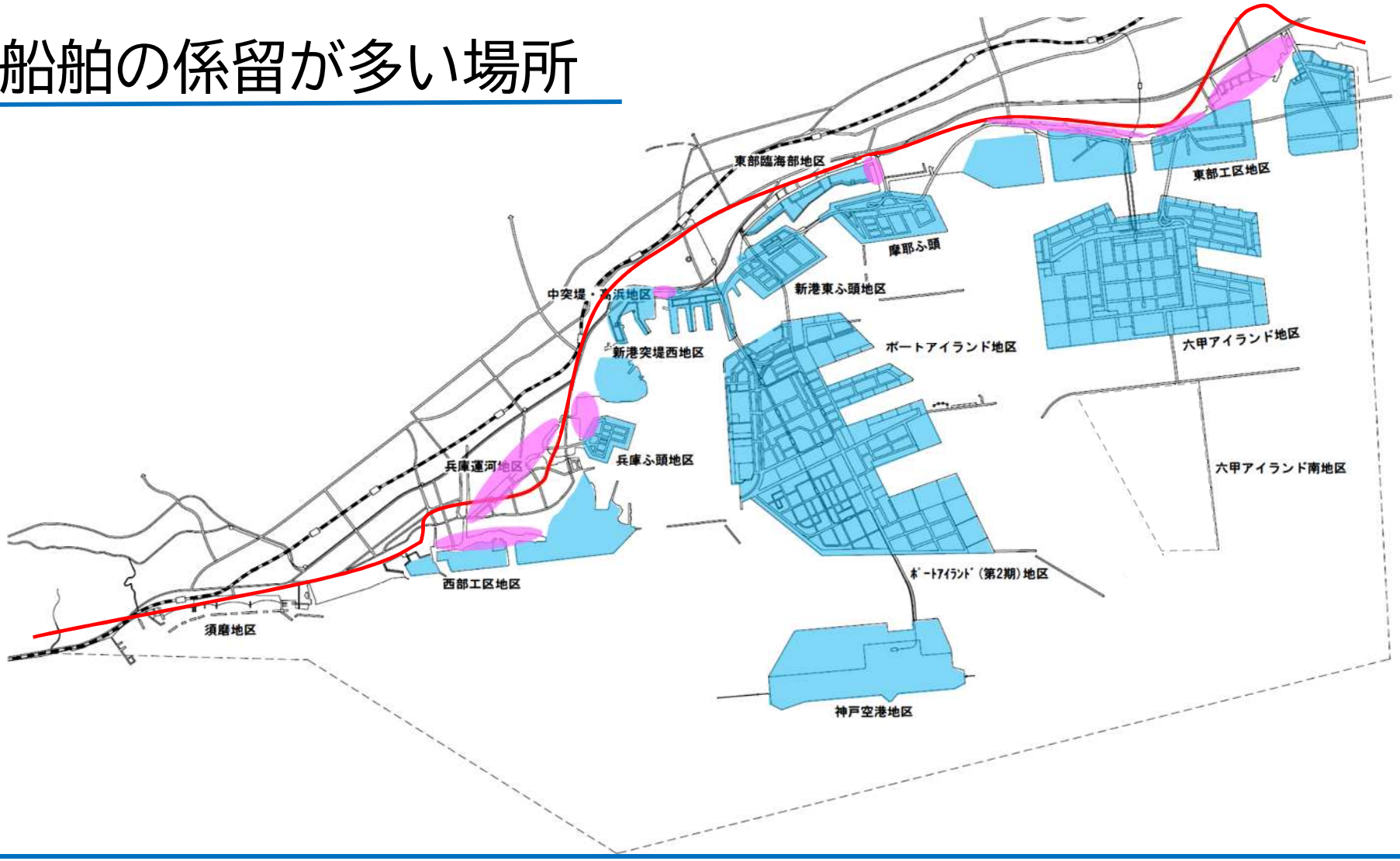
〇港勢（2020年）
- 入港船舶隻数：26,375隻
- 総取扱コンテナ数：2,647,066TEU
- 総取扱貨物量：8,288万トン



人工島と旧海岸線


東部臨海部地区
東部工区地区
摩耶ふ頭
新港東ふ頭地区
中突堤・中浜地区
新港突堤西地区
ポートアイランド地区
六甲アイランド地区
兵庫運河地区
兵庫ふ頭地区
六甲アイランド南地区
西部工区地区
ﾎﾟｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ（第2期）地区
須磨地区
神戸空港地区

小型船舶の係留が多い場所



「神戸港放置艇対策基本方針」の策定

○関係機関との連携体制を構築
- 放置艇の状況及び対策への意見交換や各種調整　（関係行政機関等）
- 〃　の趣旨説明及び意見交換（地元や水面利用関係者）

○用語の定義を確定（漁船・業務船・ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾎﾞｰﾄ・放置艇）
- レクリエーション等に使用するプレジャーボートと業務船（漁船・警戒船等）との区別化

○放置艇対策の基本的な考え方
- プレジャーボートは、民間マリーナへ誘導⇒港内での係留は認めない
- 係留できる場所を指定。⇒新たな許可制度を構築

○規制措置
- 港湾法第三十七条の十一に基づく放置等禁止区域を指定
  ※神戸港全域（東灘区傍示川～須磨区堺川）を指定

○係留・保管場所の確保
- 既存の水域や係留場所の有効活用⇒『小型船舶用泊地』の一時的な供用を開始

関係機関との連携の確立

〇神戸港における放置艇の状況や対策の趣旨説明、意見交換、各種調整等

神戸港放置艇対策検討会（関係行政機関等）

平成22年10月設置

- 神戸運輸監理部
- 近畿地方整備局
- 神戸海上保安部
- 兵庫県警察本部
- 神戸水上警察署
- 兵庫県神戸県民局神戸土木事務所
- 神戸市漁協協同組合
- 兵庫漁業協同組合
- 日本小型船舶検査機構
- 一般社団法人日本マリン事業協会
- NPO法人瀬戸内海の水域の秩序ある利用を進める会（UWH）
- 神戸市産業振興局（神戸市経済観光局）
- 神戸市みなと総局（神戸市港湾局）

兵庫運河水面ルール検討会（周辺地元関係者・水面利用関係者等）

平成23年9月設置

- 浜山地区まちづくり協議会
- 明親校区まちづくり協議会
- 和田岬東部連絡協議会
- 和田岬校区防災福祉コミュニティ
- ﾃﾞｨﾌｪﾙﾃｨ神戸自治会
- 兵庫漁協協同組合
- 兵庫運河真珠貝プロジェクト
- 浜山レガッタコース管理委員会
- 神戸市兵庫区役所
- 神戸市みなと総局（神戸市港湾局）

「神戸港放置艇対策要綱」の策定

水面利用ルールを確立するため「神戸港放置艇対策要綱」を策定

○市・所有者・事業者の責務を明記
○「小型船舶用泊地」の一時供用及び許可基準
・許可基準及び許可条件を設定
⇒神戸市港湾施設条例の一部を改正し、使用料を徴収
※民間マリーナへの移動を見据えて、段階的に近隣マリーナと同等の料設定。
（段階的に使用料を値上げすることにより、移動を促す。）
・漁船及び業務船については、使用料を減免
※小型船舶用泊地は、放置艇対策の進捗により供用を廃止（一時的に使用）
○滞船許可関連要綱の廃止
・本庄港水面管理要綱　・青木港処理方針　・西郷川尻地先水面管理要綱
・船溜まり運営方針　・運河内滞船の管理要綱など

港湾法

（禁止行為）

第三十七条の十一　何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区又は第二条第六項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（これらのうち、港湾施設の利用、配置その他の状況により、港湾の開発、利用又は保全上特に必要があると認めて港湾管理者が指定した区域に限る。）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。

２　港湾管理者は、前項の規定による区域又は物件の指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

３　前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

神戸市広報（第3307号，平成25年4月16日）

神戸市告示第26号

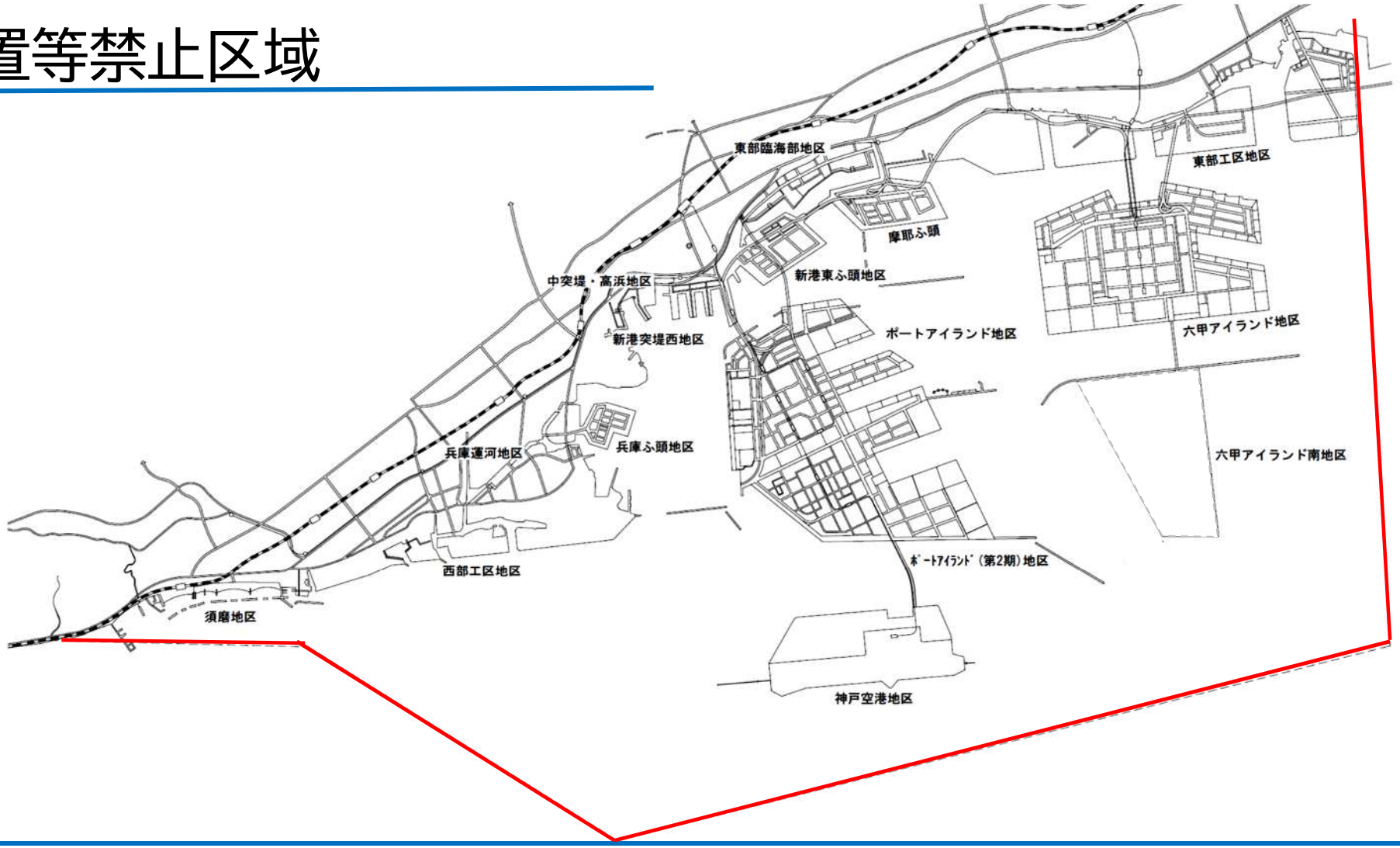
港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の３第１項の規定により，放置等を禁止する区域及び同区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し，平成25年10月１日から適用する。

平成25年４月１日

神戸港港湾管理者　神戸市
代表者　神戸市長　矢　田　立　郎

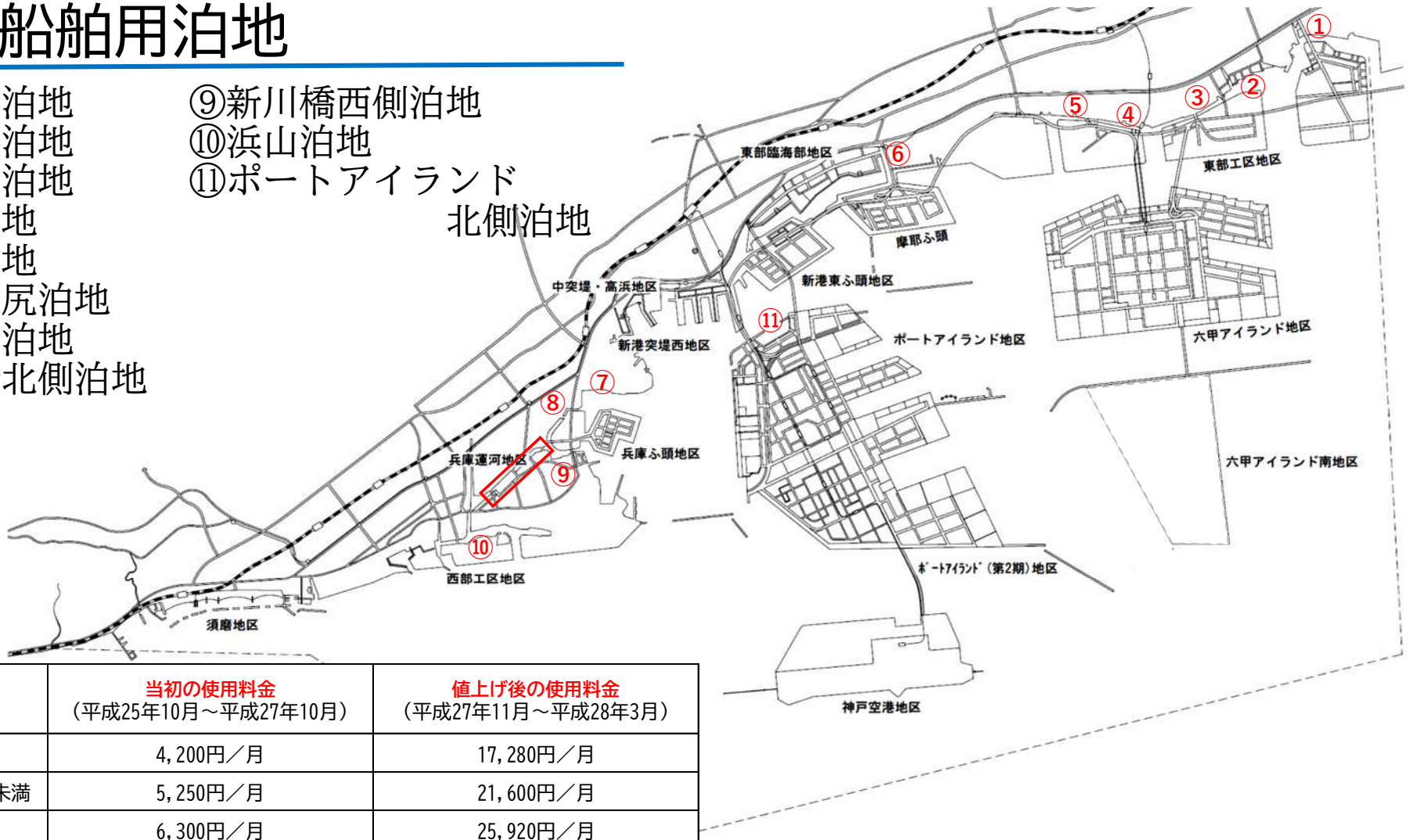
港湾名	区域	物件
神戸港	港湾区域，港湾隣接地域	船舶，浮桟橋

放置等禁止区域


東部臨海部地区
東部工区地区
摩耶ふ頭
中突堤・高浜地区
新港東ふ頭地区
新港突堤西地区
ポートアイランド地区
六甲アイランド地区
兵庫運河地区
兵庫ふ頭地区
六甲アイランド南地区
西部工区地区
ﾎﾟｰﾄｱｲﾗﾝﾄﾞ（第2期）地区
須磨地区
神戸空港地区

小型船舶用泊地

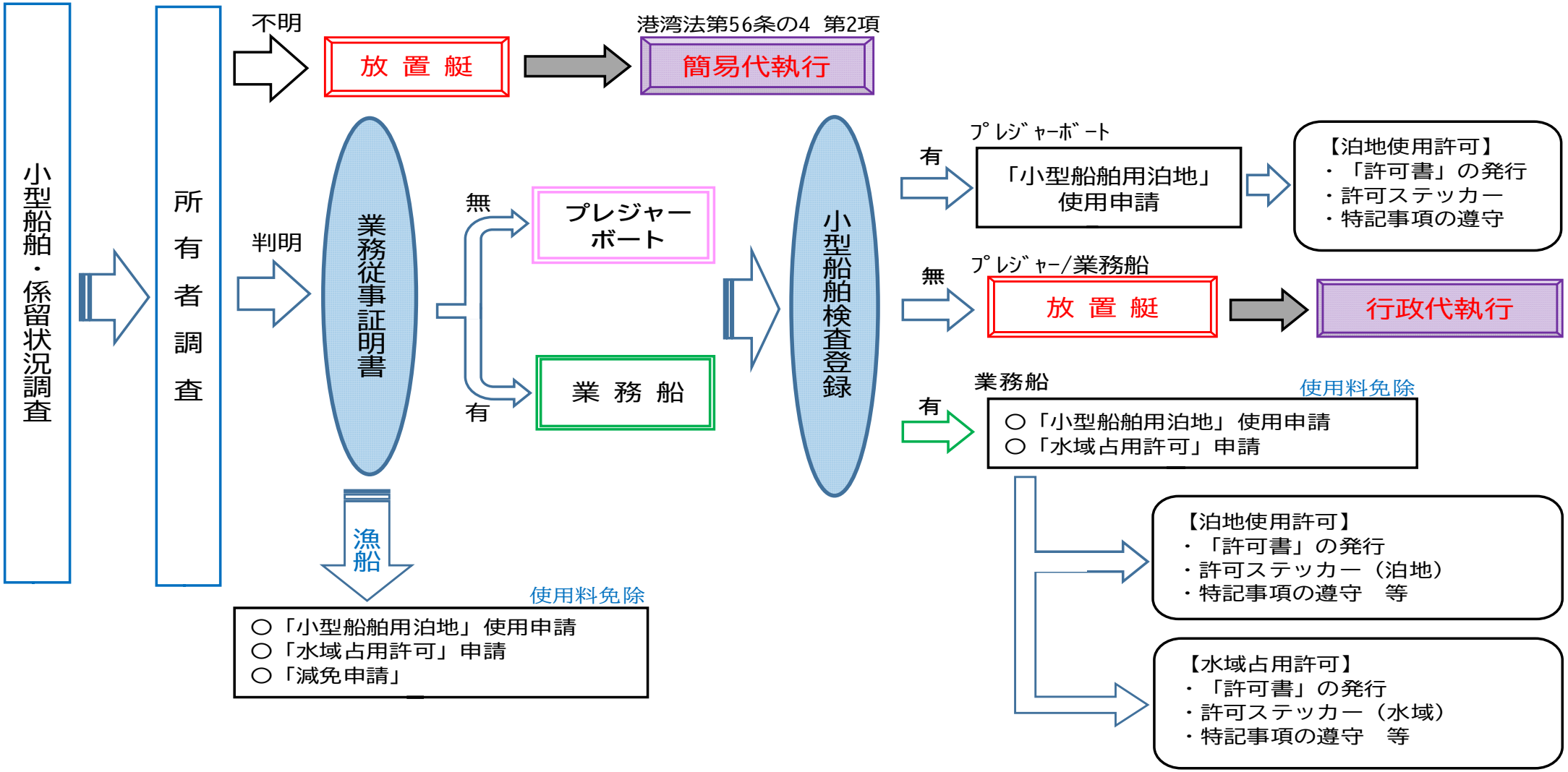
①本庄港泊地
②青木港泊地
③魚崎港泊地
④住吉泊地
⑤御影泊地
⑥西郷川尻泊地
⑦東出町泊地
⑧入江橋北側泊地
⑨新川橋西側泊地
⑩浜山泊地
⑪ポートアイランド北側泊地



船舶の長さ	当初の使用料金 （平成25年10月～平成27年10月）	値上げ後の使用料金 （平成27年11月～平成28年3月）
6m未満	4,200円／月	17,280円／月
6m以上～12m未満	5,250円／月	21,600円／月
12m以上	6,300円／月	25,920円／月

KOBE
UNESCO City of Design

小型船舶処理フロー図


小型船舶・係留状況調査
所有者調査
不明
放置艇
港湾法第56条の4 第2項
簡易代執行
判明
業務従事証明書
無
プレジャーボート
有
業務船
小型船舶検査登録
漁船
使用料免除
○「小型船舶用泊地」使用申請
○「水域占用許可」申請
○「減免申請」
有
プレジャーボート
「小型船舶用泊地」使用申請
【泊地使用許可】
・「許可書」の発行
・許可ステッカー
・特記事項の遵守
無
プレジャー/業務船
放置艇
行政代執行
有
業務船
使用料免除
○「小型船舶用泊地」使用申請
○「水域占用許可」申請
【泊地使用許可】
・「許可書」の発行
・許可ステッカー（泊地）
・特記事項の遵守　等
【水域占用許可】
・「許可書」の発行
・許可ステッカー（水域）
・特記事項の遵守　等

行政代執行法

第一条　行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条　法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は①法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、②他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、③且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条　前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

②義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

③非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条　代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条　代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条　代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

②代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。

③代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

港湾法

（監督処分）

第五十六条の四　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第一号に該当する者（国土交通大臣にあつては同号イ、都道府県知事にあつては同号ロ、港湾管理者にあつては同号ハに掲げる規定に違反した者）又は第二号若しくは第三号に該当する者に対し、工事その他の行為の中止、工作物若しくは船舶その他の物件（以下「工作物等」という。）の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物等により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置その他の措置をとること又は原状の回復を命ずることができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を付することができる。

一　次の規定に違反した者

イ　第四十三条の八第一項若しくは第二項又は第五十五条の三の五第一項若しくは第二項

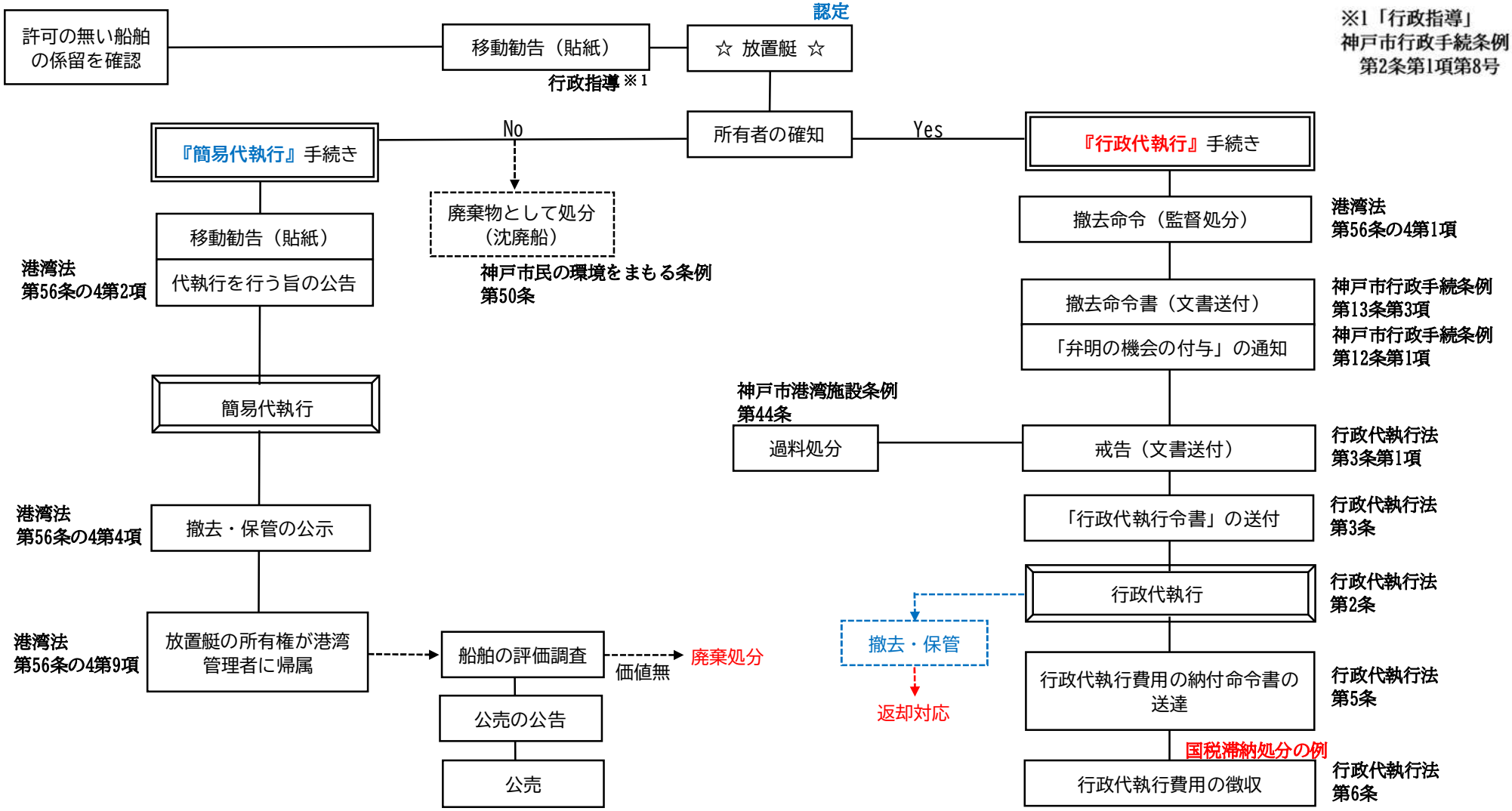
ロ　第五十六条第一項又は第五十六条の二第一項

ハ　第三十七条第一項又は第三十七条の十一第一項 ⇨ 放置してはならない区域と物件の指定

二　第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可に付した条件に違反した者

三　詐欺その他不正な手段により第三十七条第一項、第四十三条の八第二項、第五十五条の三の五第二項又は第五十六条第一項の規定による許可を受けた者

放置艇代執行・法手続きフロー図（神戸）



放置艇対策事業の実績

○平成25年６月（神戸港全体調査）
　港内全域：509隻（漁船を除く），滞船許可：114隻，
　放置艇：395隻

○平成28年度末（平成29年3月31日時点）
- 水域占用船舶（小型船舶用泊地から移行した業務船）：102隻
- 水域占用船舶（業務船）：102隻
- 自主移動，廃船：278隻
- 市による移動や撤去等：27隻
  （簡易代執行：9隻，撤去処分：13隻，差押え：1隻，行政代執行：4隻）

※平成28年8月22日を以て、神戸港内のプレジャーボートの係留は無くなった。

事例①

【概要】

平成25年5月、市港務艇より浜山泊地において沈没した小型船舶があるとの連絡を受け調査。海上保安部の記録から船舶番号が判明。

日本小型船舶検査機構に照会したところ、３名の共有名義となっていることが判明、この情報を基に住民票情報を請求した。

沈船しているため、共有名義者3名に「弁明の機会の付与」を通知。

共有名義者3名から弁明書の送付があり、平成18年9月に別の人物に名義変更を条件に贈与したとの弁明内容の記載があった。（贈与を受けた押印した文書のコピーが同封）

平成26年2月、贈与人に「撤去命令書」、同年6月に「撤去戒告書」を送付。

弁明書の送付があり、責任は感じているがお金がない。市において処分してもらって、その費用を分割してもらえるなら支払えるとの記載。

平成26年11月に「代執行令書」を送付。同年12月に行政代執行を実施。

（本件は、放置艇対策事業初の行政代執行として地方紙に掲載される。）

簡易代執行

行政代執行

平成26年2月7日
神戸新聞夕刊

神戸港の放置艇撤去

市、津波二次被害など懸念

神戸市は7日午前、神戸港に不法係留されている所有者不明のプレジャーボート2隻を撤去した。これらの放置艇は、津波や高潮の発生時に家屋に損傷を与える二次被害の危険や、油流出など環境上の問題もあり、市は「今後厳しく取り締まっていく」としている。

東日本大震災以降、各地で放置艇の取り締まりが強化され、国は10年後の放置艇ゼロを掲げている。

神戸市も昨年4月、神戸港全域を小型船の放置禁止区域に指定。同10月から係留を有料許可制とし、394隻が申請に応じたが、未申請や所有者不明で廃船状態の船が56隻あるという。

神戸港での船の撤去は初めて。6日から深江本庄港(東灘区)と兵庫運河(兵庫区)に放置されているボート2隻と浮桟橋1基を、長田港へえい航。7日午前にクレーンでつり上げて陸揚げした。半年間保管した後、所有者が現れなければ処分する。(長谷部崇)



陸揚げされる放置艇＝7日午前、神戸市長田区南駒栄町（撮影・峰大二郎）

平成26年2月7日 読売新聞夕刊

神戸港不法係留船舶を強制撤去

南海トラフ地震備え

南海トラフ巨大地震に備えて神戸市は7日、神戸港で不法係留されている所有者不明のプレジャーボートなどの撤去に乗り出した。

市は昨年4月、神戸港全域を港湾法に基づく船舶等の放置等禁止区域に指定。同6月の調査で港内に係留中の小型船舶(20トン未満)509隻のうち、滞船許可を得ていた船は110隻で、今年1月末時点でも56隻が放置されたままだった。

放置船舶は航行を妨げるだけでなく、東日本大震災では津波で押し流されて建物を壊し、油漏れによる火災の原因になっており、市は同法に基づく簡易代執行処分で撤去に踏み切った。

この日は、同市兵庫区の兵庫運河に不法係留されているプレジャーボート(全長5メートル)と浮桟橋(長さ4メートル、幅3メートル)を長田港までえい航し、陸揚げした。

2014/12/17 08:00

神戸新聞NEXT

放置ボートに行政代執行　兵庫運河で神戸市



ワイヤで固定されて引き上げられるプレジャーボート＝兵庫運河

拡大

神戸市は１６日、兵庫運河（同市兵庫区浜中町２）に不法に放置されたプレジャーボートを、行政代執行法に基づき、撤去した。昨年４月に神戸港内を「放置等禁止区域」に指定して以降、所有者が分かっている小型船舶の撤去は初めて。

市みなと総局は、２０１１年の東日本大震災で管理が不十分な小型船舶が津波で陸地に流され、被害を拡大させたのを受け、港湾法に基づく対策を進め、同区域を設けた。

小型船舶の係留は有料許可制とし、今年８月現在、３７４隻が適正に係留。違反船舶は今回の対象ボートをのぞいて９隻ある。

ボートは水没した状態で放置され、同総局が昨年１０月、市内在住の所有者の男性に移動を勧告。応じなかったため、今年１１月、代執行令書を送った。

撤去作業では船体にワイヤを取り付け、ポンプを使うなどして排水。クレーン車で岸壁に引き上げた。

撤去費約５０万円は、男性が支払う意向を示しているという。同総局は「安全面だけでなく景観も損なう放置艇の適正管理を求めていく」としている。（有島弘記）







代執行宣言





事例②

【概要】

平成25年10月からの小型船舶用泊地の供用に伴い、小型船舶3隻の使用を許可。同3隻は水平を保てない等、老朽化が進んでいるため、廃棄処分するまでの期間係留として許可し、廃船・処分を促す。

平成26年6月、内1隻が沈没。沈船の引き上げ及び処分を指導。他の船舶についても、船体の適正管理及び適正係留について指導。

平成27年8月、泊地使用料の滞納により、泊地使用許可の取消を決定。不利益処分のため、弁明聴取文を発送。

同年9月、同3隻に「移動勧告」及び撤去命令による「弁明の機会の付与」通知書を送付。（不服審査請求及び処分取消の訴えを提起しない旨回答）

同年10月、「戒告書」及び「行政代執行令」を送付。廃棄処分に対して異議はないと回答があり、行政代執行を実施し費用を請求。

翌、平成28年8月、原因者死亡及び親族からの相続放棄申述受理通知書が送付される。






2015/7/22





参考写真








小型船舶（20t未満）の所有者の皆様へ
神戸港に係留している小型船舶の中には、許可を得ていない船舶や廃船状態、所有者不明、船舶検査切れなど管理が不十分な船舶が多いため、神戸市では、秩序ある安全で安心な美しい「みなとづくり」を目指して、放置艇対策を進めておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。
● 神戸港全域を船舶等の放置等禁止区域（港湾法）に指定し、許可のない船舶の係留を禁止します（平成25年10月1日より）。
● プレジャーボートは、民間マリーナ等の適正な係留施設に係留して下さい。
● 使用されていない船舶は、各所有者にて移動・廃船処分を進めて下さい。
（許可を得ずに船舶を放置した場合、或いは撤去命令に従わない場合は、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。）
※なお一時的な対応として、平成25年10月1日よりプレジャーボートの係留（（小型船舶用泊地のみ））を有料許可制にします。（「小型船舶用泊地（一時的な係留保管施設）」の場所、申請手続きについては別途、ご案内（神戸市ホームページ等）いたします。）
船舶等の放置等禁止区域
＜小型船舶用泊地の使用料＞
・長さが6m未満の小型船舶 4,200円／隻・月
・長さが6m以上12m未満の小型船舶 5,250円／隻・月
・長さが12m以上の小型船舶 6,300円／隻・月
（連絡先）神戸市みなと総局 神戸港管理事務所 078-304-2500
経営課経営第1係 078-322-5859



神戸港港湾区域

小型船舶用泊地



プレジャーボート
（泊地使用許可）

小型船舶用泊地許可
2014
泊地No. 9
神戸市みなと総局



業務船
（泊地使用許可）

小型船舶用泊地許可
2014
泊地No. 9
神戸市みなと総局

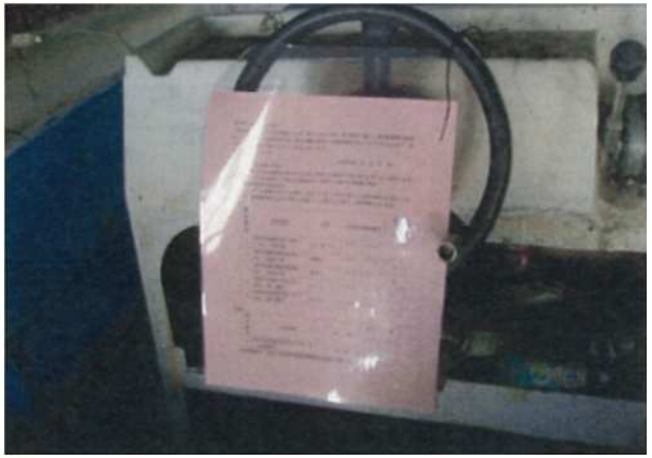
その他水域

作業船
遊漁船
官公庁船等



業務船
（水域占用許可）

水域占用許可
2014
3
神戸市みなと総局





放置艇対策事業について

【参考】

・過去の経緯や背景をよく調査し、事実関係を確認する。
・過去の経緯や背景は考慮すべき事項ではあるが、法令に照らして違法状態である場合は指導を行う。
・指導は絶えず行い、文書（5W1H）で記録を残す。
・手続きは漏れなく行う。（訴訟になった場合を念頭に）

【取り組みの効果】

・指導を行うことにより、自主撤去を行う事例が増加。
※廃船・撤去は義務者（所有者）がなすべき行為であるとの認識の基、移動先または廃船方法等の紹介など、個別ヒアリングして丁寧に対応。
・違反行為の減少及び新たな違反者への抑制。
・小型船舶の係留状況を把握することによる沈船等の減少。

【今後の課題】

・業務船の適正管理及び係留場所の確立。

放置艇対策事業スケジュール

項目		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
機関会議等	□神戸港放置艇対策検討会（関係行政等機関会議）	10月/設置	2月	12月	6月 適宜開催					
	□兵庫運河水面利用ルール検討会（周辺地元・水面利用関係者等会議）		9月/設置	7月 12月	4月 7月 適宜開催					
	□放置艇対策推進会議 □放置艇廃船処分検討会議 □放置艇対策関係課長会議　など（神戸市港湾局関係課会議）		適宜開催						○放置艇対策会議 平成28年2月－第58回	

神戸港放置艇対策期間（当初予定）　再延長　再々延長

法的整備	□放置艇禁止区域				4月/告示 10月/適用					
	□放置艇対策基本方針			策定	プレス提供		4月/告示			
	□神戸市港湾施設条例・施行規則一部改正 □放置艇対策要綱				10月/施行 市会/プレス　パブコメ					
	□小型船舶用泊地		調査・準備		整備 10月/供用開始		延長	延長	3月末/供用廃止	
所有者通知等	□船舶実態調査 □啓発看板の設置・利用者周知			利用者通知・啓発看板の設置	（放置艇対策の推進に関するお知らせ・意向調査票等を送付及び船舶への投げ込み）再通知					
			放置艇調査							
申請許可	□泊地使用許可（ﾌﾟﾚｼﾞｬｰﾎﾞｰﾄ，業務船等） □水域占用許可（業務船・漁船）				申請受付 10月/許可	継続許可	継続許可	継続許可	○3月末/泊地使用許可終了 水域占用許可のみ	
廃船処理等	□沈廃船処理			所有者調査・警告等	告示	撤去・移動・保管・処分				
	□所有者不明船舶			所有者調査・警告等		簡易代執行（撤去・移動・保管・処分）				
	□所有者判明船舶				所有者調査・警告等		行政代執行（撤去・移動・保管・処分）			

関係法令等　◆神戸市民の環境をまもる条例◆

（船舶の遺棄等の禁止）
第49条　何人も，神戸港の区域において，船舶を遺棄し，又は放置してはならない。

（遺棄船舶等の処理）
第50条　市長は，前条の規定に違反して遺棄され，又は放置されている船舶であって，所有者又は占有者が不明であり，かつ，当該船舶が沈廃船の状態にあるものは，廃棄物と認定してこれを処理することができる。
2　前項の廃棄物としての認定の基準及び手続その他必要な事項は，規則で定める。
（措置命令）
第52条　市長は，第48条第1項に規定する事業活動を行う者が同項の規定に違反して貨物等を脱落させ，散乱させ，又は飛散させることにより，神戸港の区域の環境を害しているときは，当該違反者に対し，当該貨物等の除却その他環境保全のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
2　市長は，第49条の規定に違反して遺棄され，又は放置されている船舶があるときは，当該船舶の所有者若しくは占有者又は当該船舶を遺棄し，若しくは放置した者に対し，当該船舶の除却又は処理その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（罰則）
第56条　第52条の規定による命令に違反した者は，5万円以下の罰金に処する。
2　第51条第1項の規定に違反して，届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，3万円以下の罰金に処する。

関係法令等　　◆神戸市市民の環境をまもる条例施行規則◆

（遺棄船舶等の認定の基準及び手続）

第3条　条例第50条第2項の規則で定める認定の基準は，次に掲げるものとする。

（1）　当該船舶の名称又は番号の表示その他当該船舶の所有者又は占有者を確認することができる表示を確知することができないこと。

（2）　機関等必要な設備がなく，若しくは著しく損傷し，又は沈没し，船舶としての使用ができない状態にあること。

（3）　換価価値が認められないこと。

（4）　遺棄又は放置の状況が環境を阻害し，又は阻害するおそれのあること。

2　条例第50条第2項の規則で定める認定の手続は，関係行政機関その他関係者の意見の聴取及び遺棄船舶等認定簿への記載並びに当該船舶の所有者又は占有者が当該公示の日から14日以内に申し出るべき旨の公示とする。

関係法令等　　◆神戸市港湾施設条例◆

（沈没船舶等）
第33条　市長は，港湾区域において座礁し，沈没し，又は浮遊した船舶その他の物件の所有者又は占有者に対して，当該船舶その他の物件の除去及び危険防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

（過料）
第44条　この条例に違反した者については，5万円以下の過料に処する。
第45条　使用料の徴収を免れた者及び指定期限までに納付すべき金額を納付しない者については，次項に定めるものを除くほか，5万円以下の過料に処する。
2　詐欺その他不正の行為により，使用料の徴収を免れた者については，その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは，5万円とする。)以下の過料に処する。

関係法令等　　◆港湾法◆

（監督処分）第五十六条の四　　～省略～

2　第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項（これらの規定を第五十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五十九条第二項において同じ。）又は前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはその委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは港湾管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を撤去し、又は撤去させたときは、当該工作物等を保管しなければならない。

4　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を公示しなければならない。

5　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、第三項の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して三月を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、国土交通省令で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、国土交通省令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

6　国土交通大臣、都道府県知事又は港湾管理者は、前項の規定による工作物等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該工作物等を廃棄することができる。

7　第五項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

8　第二項から第五項までに規定する撤去、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他第二項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

9　第四項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第三項の規定により保管した工作物等（第五項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、国土交通大臣が保管する工作物等にあつては国、都道府県知事が保管する工作物等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、港湾管理者が保管する工作物等にあつては当該港湾管理者に帰属する。

ご清聴ありがとうございました。

神戸市港湾局
神戸港管理事務所